国際協力銀行(JBIC)の環境ガイドラインと 開発途上国の適応力

I Katsunori Sawai 国際協力銀行(JBIC)環境審査室 澤井克紀

JBIC の融資対象事業において、適切な環境社会配慮が行われるよう借入人に求めるとともに、JBIC のオペレーション(融資判断等)に環境審査の結果を直接反映させることを目的として、JBIC は、2002 年4月に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を制定し、2003年10月から施行している。また、2003年5月に「異議申立手続要綱」を制定し、同年10月より施行した。

JBICは、融資要請があった事業を環境影響の度合いでカテゴリ分類を行う。重大で望ましくない影響の可能性がある案件をカテゴリAと分類するが、そのクライテリアとして、①事業が大規模か否か、②大規模な住民移転や森林伐採等事業の特性として影響があるか否か、③国立公園や保護区、少数民族の居住地といった事業が行われる地域特性として影響があるか否か、といった観点を基本としている。そして、カテゴリAに分類された事業は、当該国の承認を得た環境影響評価報告書(EIA)の提出を事前に求め、JBICはEIAに基づいて環境審査を行うことになる。

新環境ガイドラインが公表されて以来、JBIC は、開発途上国の環境行政の担当者や事業官庁の 担当者等さまざまなレベルで意見交換をしつつ、 具体的な事業の環境アセスメントのレビューを実 施してきている。もっとも重視すべき課題は、環 境行政、環境アセス等に関わるキャパシティー・ ビルディングであるという認識は、ドナー側共通 のものであるといってよい。アジアの国々におい ては法制度や規制(基準)が整いつつあるが、そ れを適切に実行する能力が必ずしも十分に備わっ ているとは思われない。このようなキャパシ ティー・ビルディングを行うためには、目の前の 課題をきっちりとこなすアプローチと、時間をか けて人材を育て経験を積み重ねるというアプロー チの両刀使いにならざるを得ない。ドナー側の環 境セクター支援戦略として、当該国の政策や人員、 予算などについて環境面も重視する方向に働き掛けをしていくことも肝要である。

また、円借款事業は、日本の援助スキームの一環である以上、開発途上国のキャパシティーを育てることも重要な使命である。よって、開発途上国の環境問題や組織運営上の課題を必要以上に煽る必要はない。煽りすぎる故に、開発途上国側がどうしても必要であっても環境への重大な影響がありそうな事業に対して、ドナー側の支援を敬遠する動きも出てくることが懸念される。それは、環境ガイドラインの本来の趣旨、目的とは異なるものであり、持続可能な開発のあるべき姿を歪めることにも成りかねない。要は、開発途上国政府、事業実施機関やステークホルダーとの対話を通じて、是々非々での対応をきっちりと行うことに尽きるのではないだろうか。

JBICは、今後とも融資対象事業に関わる適切な環境社会配慮確認とともに、環境改善に資する事業実施を積極的に支援していく方針である。そのためには融資業務のみならず、SAF(Special Assistance Facility)等を通じて日本の知見を活かした技術的な支援も充実させていきたいと考えている。環境問題は、開発途上国も待ったなしの状況である。とりわけ、アジアの都市は、エネルギーや食糧問題も含んだ広義の環境問題を抱えており、日本にとっても他人事ではない。そういうところに、日本としての戦略的な環境支援策のひとつの背景があるのだろう。